

# タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格の 監査及び適合証明プログラム規程 Version 1.0

## 1. 目的

本規程は、タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格 Version1.0(以下、「本規格」という)の監査及び適合証明を行うために、監査会社並びに監査員及び判定員に対する要求事項を規定したものである。

なお、本規程は、JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム文書 Version 1.2(以下、「プログラム文書」という)の 4 及び 5 に関する特例を定めたものであり、本規程に定めのない事項については、プログラム文書の定めに従うものとする。この場合に、プログラム文書中の「組織」は「施設」、「製品」は「青果物」と読み替えることとする。

## 2. 監査会社、監査員及び判定員に対する要求事項

### 2.1 監査会社の要件

本規格の監査業務を行う監査会社は、以下の要件を満たさなければならない。

- a. プログラム文書 3.1 に定める力量を有するとして JFSM により承認及び登録された監査会社であること
- b. 本規格の監査業務に必要な力量を有した監査員及び判定員を擁していること

### 2.2 監査員及び判定員の要件

本規格の監査業務を行う監査員及び判定員は、a. または b. の要件を満たし、かつ、本規格に係るテクニカルスキルと知識を習得するため、協会が指定する研修を修了しなければならない。

- a. プログラム文書 5.2 に基づき JFSM により登録されたセクターEまたはLの監査員又は判定員であること
- b. 青果物の選別及び／又は梱包施設に対する食品安全の監査、コンサルティング、またはこれらの現場に関連する実務経験があり、JFSMがその実務経験の内容を確認した者

### 2.3 監査会社、監査員及び判定員の登録

本規格の監査業務を行うことを希望する監査会社は、JFSM に対し、本規格の監査業務に係る申請をし、監査会社・研修コース承認委員会により本規格の監査業務を行う監査会社(以下、単に「監査会社」という)としての承認を受け、JFSM により登録されなければならない。監査会社は、この申請とあわせて、本規格の業務に従事する監査員及び判定員の登録を JFSM に申請し、JFSM により登録されなければならない。

JFSM は、本規格の監査業務を行う監査会社の情報を JFSM のウェブサイトに公開する。

## 3. 監査及び証明

### 3.1 監査及び適合証明の有効性

本規程における適合証明の有効期間は3年とする。

監査会社は、初回監査、一年ごとの定期監査及び3年ごとの更新監査を行わなければならない。

なお、一年ごとの定期監査は、本規格の要求事項 3.3.1 a)、b)、3.3.7 及び 3.3.9 の適合性について書面により確認することで足りる。

### 3.2 監査及び適合証明の申請

本規格の監査及び適合証明を受けようとする施設は、監査及び適合証明申請書(監査を受ける施設用)を監査

会社に提出する方法により、JFSM に登録された監査会社に対し、監査及び適合証明の申請を行う。この申請は、施設が委託した他の事業者（輸出事業者等）が代理して行うことができる。

### 3.3 適合証明監査契約及び適合証明台帳

監査会社は、適合証明を受けようとする施設から 3.2 に基づく監査及び適合証明申請書を受理したときは、監査及び適合証明の業務を行う工数、担当監査員等を決定し、監査を受ける施設との間で適合証明監査契約を締結しなければならない。

監査工数については、本規程の付属書1に定める。

監査会社は、協会が指定する適合証明台帳により、監査を受ける施設、担当監査員等の情報を記録しなければならない。

### 3.4 監査の方法

監査員は、監査を受ける施設の取組が本規格の要求事項に適合し、有効に機能しているかどうかを監査する。監査員は、監査にあたって、本規程の付属書2の判定基準に従って所見を示さなければならない。また、監査員は、監査用チェックリストの「所見」欄に、観察した情報や根拠を記録しなければならない。観察事項や不適合が認められる場合には、その理由を記録することとする。

監査員は、監査の場において、施設の自律性が保持されることに留意しつつ、指導及び助言を行うことが推奨される。

その他、監査の実施方法は、本規程の付属書 1 の定めを優先し、付属書 1 に定めのない事項についてはプログラム文書の付属書 2 に従うものとする。

### 3.5 監査報告書

監査員は、施設に対する監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、監査報告書及びそれに関連する文書（監査計画書、工数算定の根拠となる文書、是正処置要求書を含む）を判定員または判定委員会に速やかに提出しなければならない。

### 3.6 不適合に対する措置

監査員は、監査を受けた施設に監査の結果を示し、不適合と判断した事項について是正を要請し、以下の方法により、その結果を確認し、監査用チェックリストに記録するとともに、是正処置報告書を作成し、この是正処置報告書を判定員または判定委員会に提出しなければならない。

- a. 致命的な不適合の場合には、現地監査を再度実施して、是正処置が完了していることを確認しなければならない。
- b. 重大な不適合の場合には、施設が提出した是正計画により是正内容の適切性を確認し、現地監査または書面審査により是正処置の完了を確認しなければならない。
- c. 軽微な不適合の場合には、施設が提出した是正計画により是正内容の適切性を確認し、更新監査の際にその有効性を確認しなければならない。

### **3.7 適合の判定方法及び基準**

判定員または判定委員会は、3.5 及び 3.6 により提出された文書を確認し、監査の内容の適切性を判定する。適合の判定基準は、本規程の付属書2に定める。判定員または判定委員会は、判定結果を記録に残さなければならない。

判定員または判定委員会が適合と判定した場合に、監査会社は、その施設の適合証明書を発行する。なお、要求事項の一部に観察事項と判定されるものがあつても、不適合がない限り、適合証明書は発行される。

### **3.8 監査結果の通知**

監査会社は、判定員または判定委員会が決定した判定結果を JFSM 及び監査を受けた施設に通知しなければならない。また、適合証明しない場合には、その理由を付して監査を受けた施設に通知しなければならない。

### **3.9 適合証明書の発行**

監査会社は、監査した施設を適合と判定した時は、適合証明書をその施設(以下、「適合施設」という。)に対して発行する。適合証明書は、JFSM が指定する様式により、日英両語併記で以下の事項を表記しなければならない。

- a. 適合施設の名称
- b. 適合施設の所在地
- c. 適合対象となる青果物
- d. 登録番号
- e. 「タイ向け青果物の選別及び梱包工程を行う施設に関する JFS 規格に適合していることを証明する」との文言
- f. 本規格のバージョン番号
- g. 適合証明日(判定日)
- h. 適合証明の有効期限(判定日から3年後の応答日)
- i. 監査会社の名称、所在地(都道府県名)
- j. 監査員の氏名(監査チームを構成する場合には監査チームリーダーの氏名)
- k. 判定員の氏名(判定委員会を構成する場合には判定委員会の代表者の氏名)

### **3.10 適合施設の登録**

監査会社は、施設を適合証明した時は、JFSM に対して速やかに 3.9 の各号が定める情報のうち、d 及び e を除く情報をデータベースに入力する方法により通知しなければならない。JFSM はこの情報に基づき適合施設を登録する。

監査会社は、JFSM が定める適合施設の登録料を、適合施設を代理して JFSM に支払わなければならない。

### **3.11 適合証明の更新、一時停止及び取消**

- (1)監査会社は、3年ごとに、適合施設が本規格の要求事項に適合していることを、更新監査により確認しなければならない。
- (2)適合証明の一時停止及び取り消しに関しては、プログラム文書 4.11(3)を準用する。

### **3.12 臨時監査**

監査会社は、適合施設またはその適合施設が扱う青果物について、次のいずれかの事由に該当する場合、遅くとも適合施設によるこれらへの初期対応を終えた時点で、適合施設から報告させ、必要に応じて臨時監査を行わなければならない。

- a. 食品安全を理由とする対象青果物の回収(リコール)(日本国内及びタイ国の市場からの回収を含む)
- b. 対象青果物の食品安全に係る日本及びタイ国の法規制の違反
- c. 食品安全を理由とするタイ国による輸入拒否

### **3.13 適合証明書の登録事項の変更及び適合施設の公表**

適合証明書の登録事項の変更及び適合施設の公表については、プログラム文書 4.12 及び 4.13 を準用する。

## **付属書1 監査の実施方法**

本規格における監査の実施方法は、プログラム文書付属書2を準用する。ただし、プログラム文書付属書2のセルフチェックは要求せず、以下の事項については特例を定める。

### **1. 事前準備及び書類審査**

監査会社は、現地監査に先立ち、少なくとも次の情報を明らかにし、必要に応じて書類審査を実施しなければならない。

- a. 監査の対象範囲(施設名称、施設の範囲、場所、青果物の品種)
- b. 施設情報(施設図、責任権限等)
- c. 本規格の要求事項 3.3.1 a)、b)、3.3.7、3.3.9 の適合性を確認するための文書または記録

### **2. 監査工数**

監査会社は、本規格の監査を適切に実施することができる監査工数を計算し、その計算根拠の記録を維持しなければならない。初回の現地監査における標準監査工数(文書審査及び監査計画の作成に要する工数は含まない)は、原則として1人日とする。ただし、施設の規模、従業員数、青果物の取扱数量等、必要に応じて監査工数を増減することができる。

## 付属書2 適合性の判定基準

適合性の判定基準は以下のとおりとする。

判定結果		内容
致命的な不適合	a	要求事項に適合しておらず、その不適合が対象青果物の安全性に影響を与える状況にある。 なお、本規格の要求事項 3.3.1 a)、b)、3.3.7、3.3.9 に不適合があつた場合には、直ちに致命的な不適合とする。
重大な不適合	b	要求事項に適合しておらず、その不適合が対象青果物の安全性に影響を与える可能性がある。対象青果物が消費者に健康影響を引き起こす可能性がある状態を含む。
軽微な不適合	c	要求事項に適合していないが、その不適合が対象青果物の安全性に直接影響を与える状況ではない。
観察事項	*d	要求事項に適合しているが、許容できる欠陥がある。これらの欠陥については、改善の余地が認められるものの、食品汚染の予防策が講じられているか、または、欠陥が対象青果物の安全性に直接影響を与えないようになっている。
適合	d	要求事項に適合している。